

# 台湾税務および投資法令アップデート

## 2017年10月

### 所得税法

#### 納税者権利保護官制度、2017年12月28日より施行

昨年12月に制定された納税者権利保護法が2017年12月28日より施行されます。法令条文のポイントについては、2016年12月号の台湾税務および投資法令アップデートをご参照ください。

納税者権利保護法は、一般原則、正当な法律手続、減免、納税者の権利の保護という4つの観点から条文が制定されていますが、納税者権利保護法における保護官制度の目的は、納税者が税負担をめぐる争議に直面した際に、争議が適切に対処され解決されるよう、納税者権利保護官より協力を得ながら納税者と税務機関との間の認識の落差を解消することです。

納税者権利保護官の責務は以下のように定められています。

1. 税負担をめぐる争議において納税者に協力して意思疎通、調整を行う。
2. 納税者の申し立てや陳情を受理し、改善策を提案する。
3. 納税者が法に基づき救済を求めた場合に、必要な相談支援を提供する。
4. 納税者権利保護に関する成果報告書等を毎年提出する。

#### 財政部が「営利事業の被支配外国法人所得の計上に関する適用規定」を公布

財政部が2017年9月22日に「営利事業の被支配外国法人(CFC)所得の計上に関する適用規定」を正式に公布しました。今回公布された最終版と財政部賦税署が先般6月8日に予告した草案「被支配外国法人適用規定」との主な違いは以下の通りです。

2017年9月22日に公布された「営利事業の被支配外国法人所得の計上に関する適用規定」	2017年6月8日に予告した草案「被支配外国法人適用規定」
第5条 …… CFCの当年度利益がNT\$700万以下の場合には適用が除外される。ただし、台湾内の同一営利事業が「 <b>支配</b> 」する全てのCFCの当年度の利益および損失の合計がプラスかつNT\$700万を超過する場合、CFC規定に基づき課税される。	第5条 …… CFCの当年度利益がNT\$700万以下の場合には適用が除外される。ただし、台湾内の同一営利事業が「 <b>所有</b> 」する全てのCFCの当年度の利益および損失の合計がプラスかつNT\$700万を超過する場合、CFC規定に基づき課税される。

当該規定のまとめ説明によれば、「支配」とは、台湾における同一営利事業が支配する(株式支配または実質的管理・支配を含む)全ての被支配外国法人の当年度の利益および損失の合計がプラスかつNT\$700万を超過する場合を指します。

## 会社法

### 株主が放棄した債権、寄付した資産および株主の未受領配当金の会計処理について

経済部は2017年9月21日付経商字第10602420200号通達にて、債権放棄、資産の寄付および未受領配当金の会計処理について説明をしました。

1. 会計期間の開始日が2017年1月1日以後の財務諸表について、株主が放棄した債権または寄付した資産は、株主という立場に基づき行われた行為であり、持株比率に基づいているか否かに関わらず、一律資本準備金に認識しなければならない。経済部の2005年5月5日付経商字第09402048030号通達の上記の説明と合致しない部分については、今後は適用しないものとする。
2. 株主への配当金で未払いのまま時効が到来したものは、その他の収入ではなく、資本準備金として計上しなければならず、経済部の2004年3月23日付経商字第09302041230号通達は廃止する。また、2002年4月11日付経商字第09102053510号通達および2003年12月29日付経商字第09202260140号通達の上記説明と合致しない部分は、今後は適用しないものとする。

### 会社が株式交換を行う際、通知対象となる子会社株主および会社買い取りを求める株式数は、子会社の取締役会の決議日における株主名簿に記載された株主および株式数に基づく

経済部は2017年9月6日付経商字第10602420870号通達にて以下のように説明をしました。

企業合併法第30条に基づき親子会社間で株式交換を行う際、子会社の取締役会で株式交換が決議された後、10日以内に決議内容、株式交換契約に記載すべき事項を公告し、ならびに期限内に書面で異議を提出し当該時点の公正価格により所有株式を買い取るよう会社に請求することができる旨を子会社の株主に知らせなければなりません。なお、株主権利の公平性を保つため、通知対象となる子会社株主および会社買い取りを要求する株式数は、子会社の取締役会の決議日における株主名簿に記載された株主および株式数に基づきます。

**PwC台湾 日本企業部コンタクトリスト**

氏名	役職	電話番号	E-mail アドレス
<b>パートナー</b>			
奥田健士	パートナー	886-2-2729-6115	kenji.okuda@tw.pwc.com
<b>ディレクター</b>			
王妙五	ディレクター	886-2-2729-6666ext23402	miaw-wuu.wang@tw.pwc.com
<b>シニアマネージャー</b>			
林淑琳	シニア マネージャー	886-2-2729-6666 ext23412	shirley.lin@tw.pwc.com
魏月珍	シニア マネージャー	886-2-2729-6666 ext23410	yueh-tseng.wei@tw.pwc.com
<b>マネージャー</b>			
劉千瑜	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23431	amily.liu@tw.pwc.com
伊藤藍	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23475	ai.ito@tw.pwc.com
洪豪嬪	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23404	kate.h.hong@tw.pwc.com
趙宇愷	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23425	yu-kai.chao@tw.pwc.com
許大修	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23411	dah-hsiu.hsu@tw.pwc.com
白井邦和	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23444	kunikazu.shirai@tw.pwc.com
<a href="http://www.pwc.tw/ja.html">http://www.pwc.tw/ja.html</a>			

本台湾税務および投資法令アップデートは読者への参考に供するためのものであり、当事務所が関連の特定テーマについて意見を述べるものではなく、読者は如何なる方針決定の根拠としてはならず、また如何なる権利または利益を主張するために引用してはなりません。本内容は資誠聯合会計師事務所の同意なく、転載、またはその他の目的に使用してはなりません。何らかの事実、法令、政策に変更が生じた場合、資誠聯合会計師事務所は本台湾税務および投資法令アップデートの内容を修正する権利が有ります。

© 2017 PricewaterhouseCoopers Taiwan. All rights reserved. PwC refers to the Taiwan member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see [www.pwc.tw](http://www.pwc.tw) for further details.